

訓練コースの設定を柔軟化します（特例措置の実施）

①短期・短時間特例コース、②付加奨励金の就職率要件の緩和

働きながら訓練を受講しやすいよう、短い期間や時間の訓練コース「短期・短時間特例コース」を設定できるようになりました。

* 在職中で訓練期間や時間に配慮が必要な方の受講を想定

①「短期・短時間特例コース」の設定

「短期・短時間特例コース」は、令和3年2月25日から令和6年3月31日までに開始する「実践コース」において設定できます。

| | 短期・短時間特例コース | その他の実践コース |
|------|-----------------|------------------|
| 訓練期間 | 2週間～6か月 | 3～6か月 |
| 訓練時間 | 月60時間以上/1日2～6時間 | 月100時間以上/1日5～6時間 |

< 基本奨励金の算定方法 >

● 訓練期間の日数が28日未満の訓練コースは、下記の算定式で基本奨励金の支給額を算定します。

$$\begin{aligned}
 & \text{[修了者]} \quad \text{支給額} = \text{受講者数} * \times 5 \text{万円} \\
 & \text{[中途退校者]} \quad \text{支給額} = \text{受講者数} * \times 5 \text{万円} \times \frac{\text{取りやめた日までの訓練実施日数}}{\text{訓練期間における訓練実施日数}}
 \end{aligned}$$

* 基本的な支給内容と基本奨励金における受講者数は本リーフレットの2ページを参照。

- 訓練期間の日数が28日以上の訓練コースは、通常コースと同様の方法で支給額を算定します。
- 基本奨励金の特例措置が適用される場合は「5万円」を「6万円」と読み替えます。
本特例措置の詳細は「認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置のご案内」をご確認ください。

② 付加奨励金の就職率要件の緩和（※令和5年3月31日までに開始されたコースが対象です）

「短期・短時間特例コース」では、付加奨励金の就職率要件が緩和されます。

| | 短期・短時間特例コース | その他の実践コース |
|-----------|---|---|
| 付加奨励金の就職率 | A.就職率55%以上： 単価2万円(1,000円) B.就職率30%以上55%未満： 単価1万円(500円) | A.就職率60%以上： 単価2万円(1,000円) B.就職率35%以上60%未満： 単価1万円(500円) |

就職率による欠格要件についても同様に緩和されます。

< 付加奨励金の算定方法 >

はい



受講者数*2 × 就職実績に応じた単価 × 支給単位期間数

- ・ 就職率55%以上 …………… 2万円
- ・ 就職率30%以上55%未満 …………… 1万円

支給単位期間は28日以上ですか？

■ 訓練期間の日数が28日未満の訓練コースの場合は、「はい」に該当する場合の上記の算定式で支給額を算定します。

いいえ



受講者数*2 × 就職実績に応じた単価 × 訓練実施日数

- ・ 就職率55%以上 …………… 1,000円（上限2万円）
- ・ 就職率30%以上55%未満 …………… 500円（上限1万円）

* 2 基本的な支給内容と付加奨励金における受講者数は本リーフレットの3ページを参照。